付いた塩化ビニルホースと末端ガス栓及び燃焼器とを接続する場合は、接続具（末端ガス栓に迅速継手型接続具を用いる場合は、プラグに限る。）を用いることができる。	
2　前項の方法による接続において金属管を用いて接続するときは、接続具を用いることができない。	［項を加える。］
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

○経済産業省告示第八十七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の規定に基づき、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

経済産業大臣　世耕　弘成

バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示

（改正の対象となる告示の一部改正）

第一条　バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示（平成九年通商産業省告示第百二十七号）の一部を、別表により改正する。

第二条　前条に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、これに対応するものを改正後欄に掲げていないときは、当該規定を削ること。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

別表　バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（安全弁の設置等） **第三条**　規則第十九条第三号ハ(1)の安全弁は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一～三　［略］ ［号を削る。］	（安全弁の設置等） **第三条**　規則第十九条第三号ハ(1)の安全弁は、次の各号に掲げる基準に従って設けなければならないものとする。 一～三　［略］ 四　次号に定めるバネ式安全弁の規定吹出し量は、次の算式により得られた所要吹出し量以上であること。 $W_1=\frac{2.56\times10^3S^{0.82}F+H}{L}$ この式において、W_1、S、L、F及びHは、それぞれ次の数値を表すものとする。 W_1　一時間当たりの所要吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値 S　バルク貯槽の外表面積（単位　平方メートル）の数値 L　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの一キログラム当たりの蒸発潜熱（単位　ジュール）の数値 F　地盤面上に設置した場合〇・八、地盤面下に埋設した場合〇・三、全表面に七リットル毎平方メートル・分以上の水を噴霧する水噴霧装置又は全表面に十リットル毎平方メートル・分以上の水を散水する散水装置を設けた場合にあっては〇・六 H　直射日光及び他の熱源からの入熱による補正係数であって、それぞれ次のイ及びロに掲げる算式により得られた数値 イ　直射日光 $(65-t)\times a$（m^2：日光を受ける面積） ロ　他の熱源 入熱量（J／m^2・h）×a（m^2：熱を受ける面積） t　吹出し量決定圧力における液化石油ガスの温度 五　規定吹出し量は、次の算式により計算すること。 $W_2=CKPA\sqrt{\frac{M}{ZT}}$ この式においてW_2、C、K、P、A、M、T及びZは、それぞれ次の数値を表すものとする。 W_2　規定吹出し量（単位　キログラム毎時）の数値 K　表第一に示す吹出し係数の数値 C　表第二に示す数値
［号を削る。］	